



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

# 助成金通信

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

2

2023

## 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

### ～不妊治療の保険適用に併せて～

令和4年度より不妊治療が保険適用されています。今後も治療を受けることを望まれる方が多くなるかと思われませんが、不妊治療を経験した方のうち16%（男女計（女性は23%））が、不妊治療と仕事を両立できずに離職しています。両立に困難を感じる理由には、通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさがあると言われています。また、働く人の中には、治療を受けていることを職場に知られたくない方もいます。職場内では、不妊治療についての認識があまり浸透していないこともあります。今後、企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められます。

企業に対する支援策・助成策として下記の施策が行われています。

- 不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」
- 不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック（本人、職場の上司、同僚向け）の提供
- 不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック（本人、職場の上司、同僚向け）の提供
- 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル（事業主向け）の提供
- 不妊治療連絡カードの提供

中小企業事業主への助成金は下記が設けられています。

- 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）
- 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

### 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

#### 両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。

#### 支給対象となる事業主

次の①～⑥のいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

- ① 不妊治療のための休暇制度（多目的・特定目的とも可）
- ② 所定外労働制限制度
- ③ 時差出勤制度
- ④ 短時間勤務制度
- ⑤ フレックスタイム制
- ⑥ テレワーク

#### 申請のステップ

両立を支援する旨の企業トップの方針の周知 ⇒ 社内ニーズ調査 ⇒ 就業規則等の規定・周知  
⇒ 両立支援担当者の選任  
⇒ 労働者のための「不妊治療両立支援プラン」の策定

#### 支給額

A 「環境整備、休暇の取得等」

最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用

**28.5万円<36万円>**

B 「長期休暇の加算」

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得

**28.5万円<36万円>**

※A、Bとも、< >内は生産性要件を満たした場合の支給額

#### ◆◇助成金の概要◆◇



## ◆◇受給のポイント◆◇

- ①不妊治療休暇制度は、労働基準法上の年次有給休暇とは別の取組である必要があります。
- ②不妊治療休暇制度は、不妊治療に特化した休暇制度のみならず、不妊治療を含む多様な目的で利用できる休暇を含むとされています。
- ③労働基準法上の年次有給休暇の権利が失効した年次有給休暇を積み立てて不妊治療のために利用できる制度は対象とすることとされています。
- ④上記②、③に当てはまる多目的休暇や利用目的を限定しない休暇、失効年次有給休暇の積立の場合は、不妊治療のために制度を利用したことが確認できない日数は算定しないものであることとされています。
- ⑤短時間勤務制度は1日の所定労働時間を1時間以上短縮する制度であり、下記a及びbを満たすこととされています。  
また、不妊治療のために利用したことが確認できない日数は算定しないものであることとされています。  
a 制度利用期間の時間当たりの基本給等（職務手当及び資格手当等の諸手当、賞与を含む）の基準が制度利用前より下回っていないこと。  
b 短時間勤務の利用に当たって、正規雇用労働者であった者が、それ以外の雇用形態に変更されていないこと（本人の希望によるものも含む）
- ⑥所定外労働の制限制度、時差出勤制度、フレックスタイム制及びテレワーク制度の活用については、不妊治療のために利用したことが確認できない日数は算定しないものであることとされています。
- ⑦令和4年度から支給要件に「不妊治療と仕事との両立の支援に関する方針を示し、労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であること」が追加されました。
- ⑧働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進コース）との併給も可能です。

**様々な制度や仕組みが対象になります。結果として働き方改革に対応した柔軟な休暇制度や勤務時間制度を不妊治療と仕事の両立のために活用した結果が助成対象になります。各都道府県が設けている事業主向けの支援制度との併用も可能です。その他詳細についてはお気軽にお尋ねください。**

## ◆◇就業規則規定例◆◇

<p><b>規定例1</b> 不妊治療のための短時間勤務制度の規定例</p>	<p>第〇条 不妊治療を受ける社員は、申し出ることにより、就業規則第〇条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。 所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。</p>
<p><b>規定例2</b> 企業独自の休暇の取得事由に不妊治療を含める場合の規定例</p>	<p>（ファミリーサポート休暇） 第〇条 会社は社員が次の各号のいずれかの事由により休暇を請求したときは、年20日を限度に休暇（以下「ファミリーサポート休暇」という。）を与える。 ① 配偶者の出産（出産当日前後各4週間以内） ② 家族の看護（配偶者及び2親等以内の者。ただし、小学校就学前の子を除く。） ③ 家族の疾病予防又は検診（配偶者及び2親等以内の者。ただし、小学校就学前の子を除く。） ④ 子の学校行事への参加（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校） ⑤ 不妊治療 2 前項の休暇の合計日数のうち、年間5日は出勤扱い（所定労働時間働いたのと同じ扱い）とする。</p>
<p><b>規定例3</b> 不妊治療休業の規定例</p>	<p>第〇条 不妊治療を受ける全社員は、休業開始日の属する事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）を含む引き続く5事業年度の期間において、最長1年間まで休業（以下「不妊治療休業」という。）をすることができる。 2 不妊治療休業を希望する社員は、原則として休業を開始しようとする日の14日前までに、医師の診断書等及び不妊治療休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。 3 不妊治療休業中の賃金は有給（年次有給休暇と同額の算定方法）とする。 4 医師の見立てより早い妊娠又は治療の中止等の事由により、申し出た期間の終了前に不妊治療を要しなくなったときは、遅滞なく会社に連絡し、復帰日を定めるものとする。 5 賞与の査定及び年次有給休暇の付与要件の算定等において、不妊治療休業制度を利用したことによる不利益は生じない。</p>

あとがき